

目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

目安制度の在り方については、平成7年4月28日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行い、その見直しの際にランク区分について見直しを行うことが適当であるとされているところであり、令和5年4月の前回報告でもその旨とりまとめられたところである。

これを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、以下のように目安制度の在り方に関する検討を進めていくこととする。

1 検討すべきものとして考えられる事項

- (1) 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて
- (2) ランク区分について
- (3) 発効日について（※）
- (4) EU指令についての考え方について
- (5) その他労使の意見に基づくもの等

（※）発効日については、令和7年度地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、本審議結果に係る課題等を議論するために、今般、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものである。

2 検討体制及び期間

(1) 検討体制

目安制度の在り方に関する全員協議会（仮称）で検討する。

(2) 検討期間

令和9年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。